

「規制改革ホットライン」運営方針について

平成 29 年 9 月 11 日

規制改革推進会議決定

1. 「規制改革ホットライン」の趣旨

環境や技術変化に対応した規制改革をタイムリーかつ着実に進めるため、広く国民や企業等から規制改革に関する提案を受け付ける「規制改革ホットライン」を設置している（平成 25 年 3 月 22 日）。

2. ホットライン対策チームの設置及び構成

提案内容の検討について所管省庁任せとせず、迅速かつ的確に処理することを目的として、第 1 期に引き続き「規制改革推進会議ホットライン対策チーム」を設置する。

ホットライン対策チームの構成は、主査のほか、各ワーキング・グループ及び行政手続部会（「以下WG等」）から 1 名ずつの参加（原則として座長代理、部会長代理）を得ることとし、相互に密接な連携・協力関係を図るものとする。また、主査以外の構成員から、主査代理を定める。

3. 提案の取扱いについて

- (1) ホットラインで受け付けた提案は、規制改革推進室（以下「事務局」）において、事実関係の確認及び精査等を行った上で、所管省庁に検討を要請する。
- (2) 事務局は、検討要請日より原則 2 週間後をめぐりに所管省庁から回答を求めるとし、得られた回答をホットライン対策チーム会合に報告する。
- (3) ホットライン対策チームは、所管省庁の回答結果を踏まえ、更に精査・検討を要すると認められる事項を厳選し、担当をWG等（WG等の担当分野以外の分野については本会議）に割り振る案を作成し、本会議に報告する。
本会議は、ホットライン対策チームの作成した担当案について検討し、WG等に事項の検討を指示する。
- (4) 本会議又はWG等で扱わない事項についても、ホットライン対策チーム主査が重要と判断した事項については、議長又は議長代理の了承を得て、専門チームにおいて検討する。専門チームの構成及び運営については、別途決定する。
- (5) 本会議は、WG等又は専門チームから処理結果の報告を受け、改善措置を図る必要がある事項について答申に盛り込む。なお、所管省庁が自ら実施するとした事項は迅速な対応を求める。
- (6) 事務局は、
所管省庁からの回答内容
更に精査・検討を要すると認められる事項の担当（本会議・WG等・専門チーム）
について、内閣府ホームページで公表する。